

亀山市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 3 2 号

亀山市公印規則の一部を改正する規則

亀山市公印規則（平成 1 7 年亀山市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

職印	亀山市 会計管 理者印		れい 書	径 1 8	水牛	小切 手用	会計 課	1
----	-------------------	---	---------	----------	----	----------	---------	---

を
」

削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。